

(重要事項説明書)

1. 施設の目的及び運営の方針

(施設の概要)

名称 あそびの森きんし保育園 新潟市西区小針が丘2番43号

(施設の目的)

保育園として0歳から2歳までの保育を必要とするこどもに対する保育を行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とします。

(運営の方針)

保育の目標及び理念を次のとおりとします。

- ・元気で仲良く遊ぶ子を育てます。
- ・意欲を持ってのびのびと活動ができる子どもを育てます。
- ・思いやりがあってやさしい子を育てます。

保育のねらい及び内容の概要を、次のとおりとします。

- ・乳幼児期にふさわしい経験ができるよう援助し、一人一人を大切に育てていきます。
- ・保育園の機能をそなえた特色ある保育を行い、幼児の最善の利益と幸福を考慮した福祉を積極的に増進します。

(入園資格)

当園に入園することができる者は、概ね4ヶ月から2歳までの保育を必要とするこどもとする。

2. 提供する保育の内容

子ども・子育て支援法、その他の関係法令等を遵守し、保育所保育指針に沿って乳幼児の発達に必要な保育を行います。

- ① 人、物、自然、社会の事象、自然その他子どもを取り巻く環境を通じて、遊びを主体に、五領域と各領域とが連関した総合的な保育活動を総合的にを行います。
- ② 職員は、それぞれが同等の責任を持ちながら、互いに密接に子どもと関わり、経験年数が異なる子どもに対する配慮を行います。
- ③ 保育は、職員全員が全園児を見守り保育するという「チーム保育」の考え方のもとで、子どもの日常の姿や変化など生活様様の多様性に即してきめ細かく且つ柔軟に行います。
- ④ 長時間保育の子どもに対してきめ細かな配慮がなされるよう、専任保育者と各担任との間で連携して行います。
- ⑤ 子どもの発達の連続性を踏まえ、3歳から小学校への接続に配慮した就学前の子どもに対する一貫した保育を行います。

3 職員の職種、員数及び職務内容

職員の配置については、新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例で定める職員配置基準を下回らない人数とします。なお、職員数は入所人数により変動することがあります。

- (1) 施設長（園長）（常勤専従） 1名

園長は、保育の質の確保及び向上を図り、職員の資質の向上に取り組むとともに、一体的な管理運営を行います。

- (2) 主任保育士（常勤専従） 1名以上

園長を補佐し園務を整理し、必要に応じて園児に保育を実施します。

- (3) 保育士（常勤専従） 10名以上

保育士は、保育課程に基づき、園児に保育を一体的に実施します。

- (4) 栄養士（常勤専従） 1名以上

栄養士は、献立の立案、調理業務及びその管理並びに食育に関する活動を行います。

- (5) 調理員（常勤専従） 1名以上

調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動等を行います。

- (6) 園医 1名

園医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び保護者への相談・指導を行います。

(7) 園歯科医 1名

園歯科医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科検診、職員及び保護者への相談・指導を行います。

(8) 事務職員（常勤専従） 1名以上

園の運営管理に必要な事務処理、経理処理等を行います。

4. 保育の提供日及び時間

（学年及び学期）

学年は、4月1日に始まり、翌3月31日に終わり、1年を次の3学期に分けます。

第1学期 4月1日から7月31日まで 第2学期 8月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

（保育の提供を行う日）

当園の保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から31日及び翌年1月1日から1月3日を除きます。

（保育を提供する時間）

保育を提供する時間は次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育標準時間認定を受けた支給認定保護者が保育を必要とする時間とします。

月～金 午前7時30分から午後6時30分まで

土 午前7時30分から午後5時00分まで

ただし、当園が定める保育時間（11時間）以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育が必要な場合は、当園が定める保育時間（11時間）から開所時間の間に延長保育を提供します。

(2) 保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育短時間認定を受けた支給認定保護者が保育を必要とする時間とします。

月～金 午前8時30分から午後4時30分までとする。

土 午前8時30分から午後4時30分までとする。

ただし、当園が定める保育時間（8時間）以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育が必要な場合は、当園が定める開所時間において延長保育を提供します。

(3) 開所時間

当園が定める開所時間は、次のとおりとします。

月～金 午前7時30分から午後7時00分まで。

土 午前7時30分から午後5時00分まで

5. 利用料その他の費用等

当園においては、新潟市運営基準条例第13条第4項により、別表のとおり実費を徴収し、その他の費用の内容、金額及び徴収の時期については、別に説明する説明書のとおりです。

6. 利用定員 利用定員は次のとおりです。

クラス	0歳児	満1歳以上児
3号認定児	7名	53名

7. 利用の開始及び修了に関する事項等

保育時間の認定を受けた者については、児童福祉法に基づき市町村が行う利用の調整に従い決定される。

① 当園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により当該子どもの支給認定保護者とその内容を確認の上、利用にかかる契約を結ぶものとします。

② 当園の利用2号子ども及び3号子どもが次のいずれかに該当するときは、保育の提供を終了するものとします。

(1) 市町村が利用を取り消したとき

(2) 支給認定保護者から当園の利用の取消しの申出があったとき。

(3)市町村が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。 (4)その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき
8. 虐待の防止のための措置 ○子どもの人権の擁護・児童虐待の防止等に関する法律に規定する虐待の防止のため次の措置を講じます。 (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備 (2) 職員による利用子どもに対する虐待等の行為の禁止 (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施 (4) その他虐待防止のために必要な措置 ○職員又は養育者（保護者等利用子どもを現に養育する者）による虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、新潟市及び児童相談所等適切な機関に通告します。（虐待防止責任者：園長 虐待防止受付担当者：主任保育士）
9. 緊急時における対応方法及び非常災害対策 （緊急時等における対応方法） ○園児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに園児の家族等に連絡をするとともに、園医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。 ○保育の提供により事故が発生した場合は、新潟市及び保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じます。 ○園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。 （非常災害対策） ○非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び救出その他必要な訓練を実施します。 （避難場所） ・園庭 ・保育園駐車場 園児の引き渡しは、保護者に直接引渡しをいたします。 （管轄する消防署、警察署等） 新潟西消防署（新潟市西区榎尾 80－1 電話 025-262-2139）
10 要望・相談の受付 保護者及び施設利用の皆様からのご意見・ご要望・苦情等に耳を傾け、より良い保育の提供、向上に努めております。私どもの保育についてのご意見・ご要望・苦情等がありましたら、遠慮なく、解決責任者、受付担当者、第三者委員にご相談ください。 意見・要望：苦情解決責任者：理事長鶴巻仁志・園長坂井郁美 ：受付担当者 ： 亀田由佳 第三者委員 齊木悦男（弁護士） 鬼嶋正之（元新潟県教育委員）
11 保険に関する事項 ○加入保険の種類及び内容 保育園賠償責任保険 ○補償金額 身体 500 万円 1 事故 5,000 万円 （免責 1 事故 1 万円）
12 守秘義務及び個人情報等の取扱いに関する事項 ○職員は園児及び保護者その家族の個人情報等の守秘義務を遵守します。職員でなくなった後も同様に守秘義務を順守します。 なお、小学校・児童相談所・市その他公的機関及び他の特定教育・保育施設への教育・保育に必要な情報は教育・保育の目的に必要な範囲に限って、及び市が認定した世帯所得に基づく毎月の基本保育料の金額の情報は給付事務に必要な範囲に限って利用いたします。